

居宅介護支援契約書

様(以下、「利用者」という。)と、小原整骨院介護相談室 居宅介護支援事業所(以下、事業者という。)は、居宅介護支援の実施について次のとおり契約する。

第1条 (居宅介護支援の目的)

介護保険法及びこの契約書に従い、利用者自らの選択に基づき、公正中立な居宅サービスが提供されるよう支援する。利用者の心身状況や環境に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の意向に沿う居宅サービスを計画する。

第2条 (契約の期間)

この契約の有効期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。契約満了日までに、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に契約は更新される。

第3条 (介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者の介護支援担当者として任命する。介護支援専門員は、身分証を常に携帯し、利用者及びその家族の求めに応じてこれを提示する。

第4条 (利用料その他の費用)

- 1 事業者が介護保険から居宅介護支援利用料に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納等により、法定代理受領がでない場合は、重要事項説明書に定める利用料を事業者に一旦支払うものとする。
- 2 介護支援専門員が通常の提供地域を越えて訪問する場合は、重要事項説明書に定める交通費(実費)が別途必要となる。

第5条 (契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、いつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができる。
- 2 事業者は、やむを得ない事情が発生した場合は、この契約を解約することができる。但し、契約終了日1ヶ月前までに利用者に対して理由を示した文書で通知する。
- 3 事業者は、利用者及びその家族が介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背任行為を行った場合に、文書で通知して直ちにこの契約を解約することができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約は各号に定める日をもって、自動的に終了する。
 1. 利用者が介護保険施設等に入所し、又は長期入院した場合
 2. 利用者の要介護認定区分が、要支援又は自立と認定された場合
 3. 利用者が死亡した場合
- 5 事業者は、この契約の終了に伴い利用者が希望する場合は、当該事業者等へ関係記録(写し)の引き継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡、調整を行う。

第6条 (秘密保持)

- 1 事業者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密や個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続する。
- 2 事業者は、居宅サービス計画の作成(変更)時におけるサービス担当者会議や医療機関との連絡、介護報酬請求審査及び支払に関する問い合わせ等において、利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合は、予め文書で同意を得る。

第7条 (苦情相談の対応)

事業者は、利用者からの苦情相談等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に関する、利用者の要望や苦情に対し迅速かつ適切に対応する。

第8条 (賠償責任)

事業者は、居宅介護支援の提供に伴い当方の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、その損害を補償する。

第9条 (協議事項)

- 1 利用者事業者は、信義誠実をもって本契約を履行する。
- 2 本契約の定めのない事項については、介護保険法その他諸法令を遵守し、双方が誠意をもって協議の上定める。

第10条 (裁判管轄)

利用者事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意する。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通を保有する。
なおこの契約に際し、別紙『重要事項説明書』の説明を受け同意したものとみなす。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 名称 株式会社エミリンク
小原整骨院介護相談室 居宅介護支援事業所
住所 岡山県倉敷市連島中央二丁目3番22号
氏名 代表取締役 小原 忠士

利用者 住所
氏名
電話

家族 (代筆人) 住所
氏名
電話
続柄

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

は、私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意する。

記

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に従い、私の居宅サービス計画に基づき、居宅サービス等を円滑に実施するために、サービス担当者会議、主治医との情報共有、要介護認定、その他居宅介護支援において必要な場合に使用する。

2 使用にあたっての条件

(1)個人情報の提供には、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払う。

(2)事業者は、個人情報を使用した会議では、相手方、内容等について記録する。

3 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族に関する情報
- ・ 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見

※「個人情報」とは、利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

令和 年 月 日

株式会社エミリンク

小原整骨院介護相談室 居宅介護支援事業所 殿

利用者 住 所

氏 名

家 族
(代筆人) 住 所

氏 名

続 柄